

船橋市特定空家等に対する措置等審査会要綱

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条に規定する特定空家等に対する措置等の適正かつ公正な実施を確保するため、船橋市特定空家等に対する措置等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

(所掌事務)

第3条 審査会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 管理不全空家等の認定に関すること。
- (2) 管理不全空家等に対する措置（法第13条第1項の規定による指導、同条第2項の規定による勧告）その他の管理不全空家等への対処に関すること。
- (3) 特定空家等の認定に関すること。
- (4) 特定空家等に対する措置（法第22条第1項の規定による助言及び指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令並びに同条第9項、第10項及び第11項の規定による代執行をいう。）その他の特定空家等への対処に関すること。

(組織等)

第4条 審査会は、別表に掲げる所属の長（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 審査会の会議は、必要のつど市民安全推進課長が召集し、市民安全推進課長が議長となり、議事を整理する。

(参考意見等の聴取)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審査会に出席させ、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 審査会の庶務は、市民生活部市民安全推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。別表

危機管理課	市民安全推進課	クリーン推進課	環境保全課	衛生指導課	道路 維持課	建築指導課	消防局予防課
-------	---------	---------	-------	-------	-----------	-------	--------